令和9年度保育所（園）・幼稚園・認定こども園入所(園）申込みの御案内

令和9年4月1日からの入園申込みを受け付けます。
また、令和9年度から全年齢の保育所利用料を無償化します。
現在、保育所（園）等に在籍している方も現況届が必要ですので期日までに提出してください。

川南町内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園

※定員は変更の可能性あり

		所在地	定員	電話番号
保育所	町立　中央　保育所	川南町大字平田2395番地2	120 名	27－1768
	私立　番野地　保育園	川南町大字川南23541番地1	50 名	27－4132
	私立　めぐみの聖母　保育園	川南町大字平田6626番地	90 名	27－2968
	私立　川南東　保育園	川南町大字川南21870番地	45 名	27－3310
	計4か所		305 名	
認定こども園	私立　石井記念十文字　保育園	川南町大字川南1567番地16	50 名	27－4465
	私立　石井記念川南　保育園	川南町大字川南17741番地6	80 名	27－5754
	計2か所	※令和9年4月1日から移行予定	130 名	
幼稚園	川南幼稚園（満3歳以上）	川南町大字平田1428番地	30 名	27－0274
	川南幼児園（満1歳から）		19 名	
	平成幼稚園（満3歳以上）	川南町大字川南19279番地2	15 名	27－3881
	平成kids（満1歳から）		3 名	
	計2か所		67 名	

※　保育園の実情により、第1希望以外に入園していただく場合もありますので、ご了承ください。

★ 児童の保護者が次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当し、平日の昼間、家庭で児童を保育できない場合に保育所（園）等を利用できます。
★ 利用できるのは、おおむね生後5か月から就学前までの児童です。
★ 利用できる保育時間は、保育の必要性の事由や勤務時間などに基づいて保育標準時間（最長11時間）と保育短時間（最長8時間）に区分されています。
★ 令和9年度途中に入園希望（予定）のある場合も、相談を受け付けています。

保育を必要とする理由

○ 就労　保育標準時間（保護者のいずれもがひと月120時間以上働いていること。）
　　保育短時間（保護者のいずれもがひと月48時間以上働いていること。）
○ 妊娠・出産 （出産月をはさんだ産前産後2か月、最長5か月間）
○ 保護者の疾病・障がい
○ 就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む。）
○ 求職活動 （求職活動期間は、年度内で3か月間以内。ただし、保育時間は短時間）
○ 育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である。（ただし、保育時間は短時間）
○ 同居もしくは長期入院などをしている親族を常時看護又は介護している。
○ 虐待やDVのおそれがある。
○ 地震、火災などの災害復旧にあたっている。

（裏面もご覧ください。）

令和9年度入園申込みの受付期間と提出先

1　受付期間　　令和8年12月1日（火）から令和8年12月28日（月）まで

※　上記期間以降も随時受付できます（入園を希望する前の月の10日まで。）。

※　受付期間外の申込みの場合、保育所（園）等の状況により入園できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

2　提出場所　【継続利用の方】　通園中の保育所（園）・幼稚園等又は川南町役場福祉課子ども支援係

【新規申込みの方】　川南町役場福祉課子ども支援係

※　入所承諾書は、希望施設との調整・申請内容の確認が必要なため、2月20日ごろに送付します。

※　随時申込みの場合は、申請後30日以内に送付します。

※　希望する保育所（園）等を必ず第3希望まで記入してください。
保育所（園）の実情により、第1希望以外に入園していただく場合もありますので、ご了承ください。

保育所（園）等入園申込みに必要な書類

1　教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（初めて保育所（園）等を利用する児童）又は
教育・保育給付認定現況届（継続して保育所（園）等を利用する児童）

＊　記入上の注意をよく読んで、記入してください。

2　就労証明書（保育を必要とする理由が就労の場合）

①　会社等にお勤めの世帯

＊　就労証明書に、事業所から証明をもらってください。

＊　雇用期間があるものは、期間満了月までの認定となりますので、期間満了月の15日までに更新日以降の期間記載の就労証明書か申立書を提出してください。

＊　育児休業（予定）や復職（予定）年月日がある方は、必ず記載してもらってください。

②　農業、自営業等の世帯

＊　就労証明書に、事業主から証明をもらってください。

＊　確定申告書の写しを添付してください。

○　就労が決まっているが申込時点では証明がもらえない場合は、申込時には申立書を提出し、就労開始後（1か月以内）に就労証明書を提出してください。

3　児童の健康状態について（新しく保育所（園）等を利用する児童のみ）

4　母親が出産予定の場合は、申立書と母子手帳の写し（出産予定日がわかるもの）

5　その他必要な書類（保育を必要とする理由が就労以外の場合）

＊保護者の病気又は病人の看護のため利用を希望される方は、疾病・障がい申立書

＊世帯の中に障害者手帳等の交付を受けている方がいる場合は、手帳の写し

＊保護者が学校等に通っている場合は、申立書と在学証明書

＊就労していないが、ハローワークに登録等求職中の人は、求職活動申立書（施設利用期間は3か月以内）

問合せ先:　川南町福祉課　子ども支援係　TEL0983-27-8007